

社会福祉法人 明光福祉会
役員及び評議員の報酬に関する支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人明光福祉会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の、報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤の理事に対しては、報酬は支給しない。

- | | |
|------------|----|
| (1) 非常勤の役員 | 報酬 |
| (2) 評議員 | 報酬 |

(報酬の額の算定方法)

第4条 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。

2 評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会及び評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬は、現金により本人に支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この基準をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この基準の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月27日から施行する。
- 2 平成4年4月1日制定の社会福祉法人明光福社会旅費規程は、これを廃止する。
- 3 平成31年2月市からの指導により、規程を改め、基準とする。

別表第1(非常勤の役員の報酬)

(1)理事

	日 額
理事会等会議への出席	4,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	4,000円

(2)監事

	日 額
監事監査等への出席	4,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	4,000円

別表第2(評議員の報酬)

	日 額
評議員会への出席	4,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	4,000円